

北海道バスケットボール協会

「バスケットボール活動再開に向けたガイドライン」

第3版（2020年7月10日作成）

（一財）北海道バスケットボール協会

《はじめに》

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が全国で解除され、本道においても「新北海道スタイル」による感染拡大防止の対応がステップ3（7月10日～7月31日）となり、今後、バスケットボール活動の再開に向けた取り組みが順次実施されていくかと思われます。それに伴い、本ガイドラインは、（公財）日本バスケットボール協会（JBA）が発出したガイドラインに沿って整理し、バスケットボール活動などにおける感染拡大予防のための留意点についてまとめたものです。

なお、本ガイドラインは、緊急事態宣言解除等の段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見集積および各地域の感染状況を踏まえて、随時見直しを行いますのでご留意ください。

《競技会・イベント再開にあたっての基本的な考え方について》

バスケットボール活動開催につきましては、北海道の方針に従い、施設が所在するスポーツ主管課等と相談の上、実施いたします。

参加者が特定された競技会・イベントなどについては、北海道のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、適切な感染防止対策を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施することができます。また、その場合であっても、当面の間、急激な感染拡大への備えと、「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとります。

《競技会・イベント開催・実施時の感染防止策について》

【感染予防対策】は、北海道の方針に反しないことを前提として、参加者が競技会・イベントに安全・安心に参加できるよう、主催者（主管団体）が運営に当たり留意すべき感染防止の事項を取りまとめたものです。

競技会・イベントの主催者（主管団体）は、本内容を踏まえ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、当面の間、以下の【感染予防対策】を講じながら、競技会・イベントを実施することとします。

【競技会開催の判断基準について】

(詳細はJBAバスケットボール活動再開に向けたガイドラインを参照)

活動レベル1：北海道が緊急事態宣言の対象地域

事業・活動の自粛 ⇒ 競技会の開催 **不可**

活動レベル2：北海道が感染拡大注意の対象地域

事業・活動は段階的にすすめる ⇒ 競技会の開催 **不可**

活動レベル3：北海道が感染観察であり、他地域での政府の3区分が混在

事業・活動については十分な対策を講じて開催 ⇒ 競技会の開催 **可**

※ただし、感染予防に十分な対策が講じられる場合

原則、施設の収容数が不明確な場合は無観客、公共施設など収容数が決まっている場合は収容率の50%以内 **★全道競技会レベル**

活動レベル4：全ての都道府県が感染観察の対象地域

事業・活動については十分な対策を講じて開催 ⇒ 競技会の開催 **可**

※ただし、感染予防に十分な対策が講じられる場合

開催地区の状況により、観戦も可（収容率50%） **★全国競技会レベル**

活動レベル5：全ての都道府県で観戦観察状態が解消

事業・活動については十分な対策を講じて開催 ⇒ 競技会の開催 **可**

※ただし、観戦予防に十分な対策が講じられる場合

観客の動員可（収容率50%） **★全国競技会レベル**

【競技会における感染予防対策】

(1) 参加募集時の主催者（主管団体）の対応

- ① 競技会・イベント参加募集に際して、感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、競技会要項に記載することで協力を求めること。
 - ② 発熱や風邪症状、咳・痰・胸部不快感、強いだるさや倦怠感および味覚嗅覚を感じない者の参加を認めないこと。
 - ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、あるいは14日以内に感染者との接触や濃厚接触者と特定された者も参加を認めないこと。
 - ④ 競技会・イベント参加者に感染が判明した場合には、参加者名簿を関係機関に公表する必要があることを周知すること。
- なお、協力を得られない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、競技会・イベントへの参加取り消しや途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知すること。

(2) 主催者（主管団体）の対応

バスケットボールの競技会等は、体育館内で行なわれることがほとんどであり、換気については特に留意が求められます。また、競技で使用する用具・備品等には不特定多数の参加者が直接手を触れるものが多く消毒等の継続した対応が必要です。

① 参加者・運営スタッフの検温結果など下記内容をまとめたシートを作成し、競技会・イベント当日に提出させること。

- ・ 氏名、連絡先（電話番号）、当日の体温
- ・ 当日の2週間前までにおける発熱などの感染症状の有無など

② 選手、関係者、運営スタッフには会場に入る際、必ずマスクを着用させること。

③ 受付場所、練習場所および試合会場には、消毒液などを配備すること。

④ 手洗い場所やトイレには、消毒液を設置する。また、ポンプ式液体や泡石鹸、手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することが望ましい。「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。

⑤ 競技会開催の際は、選手ならびにスタッフ、競技役員の人数を明確にし、「三密」状態にならないよう工夫をすること。

⑥ 受付場所、集合場所を換気の良い場所に設置するなど、選手ならびに関係者の密集・密閉のリスクを回避する工夫をすること。

⑦ 感染予防対策を優先し、試合に支障がない開会式・表彰式を省略するなど、競技会運営における慣例や慣習を見直す工夫を図ること。

⑧ 観客が入る場合は、密集・密接にならないように配慮し、大声での応援なども控えるように協力をお願いすること。

⑨ 更衣室やトイレ、待機スペース、役員控室などは広さにゆとりを持たせ、一度に入室できる人数を制限するなど、他の参加者と密になることを避けること。また、換気扇を常に回す、換気用の小窓を開けるなど換気に配慮すること。

⑩ 競技場内で、複数の関係者が触れると考えられる場所や物品（オフィシャル用具など）について、こまめに消毒すること。オフィシャル等が使用する筆記用具は、各自で用意し、共有を避けること。

- ⑪ 競技会開催後に競技会参加者・関係者らの感染が判明した場合には、速やかに各地区協会を通じて（一財）北海道バスケットボール協会へ報告すること。
- ⑫ 感染者が発生したとしても、その者を誹謗中傷したり、非難したりすることが無いように配慮すること。

(3) 参加者の対応

- ① 参加者は競技会・イベント開始前に検温し、その他必要事項を運営者側に報告をすること
- ② 試合中にはマスクを外してプレーを行うが、試合の前後ではマスクを着用すること。
- ③ 試合前のアップや試合において、選手が密集・密接する円陣や声出しは極力控えること。
- ④ 試合中のハイタッチや握手は行わず、至近距離での声掛けも行わないこと。
- ⑤ 試合でコートに入場できるのはスタッフと選手、テーブルオフィシャルなどの役員のみとし、観戦者を入れる場合には観戦場所を指定すること。
- ⑥ 一般の応援者については、観客席が「密」にならないように、一定の距離を保って観戦するよう、チームごとで注意喚起を行うこと。
- ⑦ 用具、用品のシェアをしないこと。また、マイボトルを用意し、チーム内でのコップの共有、使い回しを行わないこと。
- ⑧ 試合の前後に、こまめな手洗いを行うこと。
- ⑨ 試合の前後などのミーティングは時間をかけず、適切な距離をとって行い、競技から時間がある、あるいは立っている場合は選手もマスクを着用して行うこと。
- ⑩ チーム内などにおいて、感染者が発生した場合は、チームの活動を停止するとともに競技会への出場を中止し、関係者に連絡すること。

《その他》

- ① 飲食については、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。
- ② 飲みきれなかったスポーツドリンクなどは原則持ち帰りとする。
- ③ 会場に配備しているゴミ箱などは撤去し、ゴミは各自持ち帰らすこと。
- ④ 会場内におけるマスク未着用時の咳エチケットの励行、および唾、痰を吐く行為を厳禁とすること。
- ⑤ 万が一感染が発生した場合に備え、主催者（主管団体）は個人情報に十分注意しながら、競技会・イベント当日に参加者から提出を求めた書面やデータを、少なくとも1か月保存しておくこと。その際情報の管理者を明確にすること。
- ⑥ 各地域の事情を踏まえ、本ガイドライン以外に必要なことは主催者（主管団体）で実施すること。

【主催者の対応】

★競技会を開催するにあたり準備すること

- ① 入場時には、必ずスタッフ、選手、観戦者が全員揃った状態で入場してもらい、入場時に入口での手指の消毒を行うこと。その際、必ず役員が立ち会い、「三密」にならないよう指導すること。（スリッパ等は貸し出さないこと）
- ② 入場時には、マスクの着用を義務づけ、着用していないスタッフ、選手には着用がなければ入場できないことを告げること。その際、マスクの持参がないことも考えられるため、予備マスクを準備して配布、または販売すること。
- ③ 入場後、受付デスクを設けて、事前に配布してある「チェックリスト」を提出してもらうこと。その際、不備がないか確認すること。
- ④ 「チェックリスト」から参加、入場できない対象の者がいる場合は、チーム責任者に確認して退場してもらうこととする。その際、参加料などの返金は原則行わないこととする。
- ⑤ 公共の体育館などの施設は、当面収容人数の50%以下の入場とする。ただし、体育館などの施設で人数による制限を設けている場合は、必ずこれに従うこと。観戦場所（椅子）などは十分間隔をとり、椅子の場合は着席できる場所の間隔をとって設置するか、座れる場所を指定すること。
- ⑥ 学校を利用してバスケットボール活動を行う場合は、会場責任者が事前に競技会概要や感染防止対策等、学校長へ説明し許可を得ること。観戦者等の人数は体育館の広さや参加校数（参加者数）を踏まえ、密集・密接を避けることができる最小限とすること。その場合には、各チームに観戦者名簿を提出してもらうこと。
- ⑦ 観戦場所が狭いスペースと限られる場合、密集・密接を避けることができない場合は、無観客の対応を取ることもあり得る。その際、各チームで1名ビデオ撮影の代表者の入場を認める場合がある。無観客に対応して、ライブ配信などを行う場合は（一財）北海道バスケットボール協会の許可を求めるとともに、参加するチームへ事前に連絡し承諾を得ること。
- ⑧ 試合終了後も、チーム責任者は観戦者を含めて全員を集めて受付を行い、原則全員退場を行うこと。事情があって途中退場の場合は受付にて報告すること。
- ⑨ 競技会申し込みの際には、全チームに必要な事項を確認して申し込みを行うこと。競技会会場で守れない場合は、試合の禁止、没収試合もあり得ることを周知すること。

【試合に関して】

- ① 競技役員は、必ずマスクを着用すること。
- ② チームベンチエリアも極力距離をとるように配慮すること。通常のベンチエリアを越える場合も出てくるが、その場合はエンドライン側を通常より長くとること。
- ③ テーブルオフィシャルズ（以下T0）のメンバーも全員マスクを着用する。使用する道具は試合間、ハーフタイムに洗剤等などを利用して消毒作業を行うこと。
- ④ T0は笛を使用しないこと。事前にホーンや電子ホイッスルなどを準備すること。
- ⑤ 試合球は主催者（主管）が準備すること。できるだけ1コートに複数のボールを準備して乾いた布に消毒液をかけ、軽く拭くなど適宜消毒すること。その際、直接ボールに液体をかけないようにすること。
- ⑥ モップは試合間や、タイムアウト、ハーフタイムなどにこまめにコートの清掃を行うこと。ただし、雑巾など直接床に触れるような作業は行わないこと。出血をした場合などの処理は必ずT0や審判に確認して、事前に準備した手袋などを着用して行うこと。その処理はモップではなく競技役員が行うこと。
- ⑦ 試合間は通常の倍の時間を確保して、使用したベンチの椅子などは試合後洗剤等を利用して拭くこと。その作業は競技役員が行うこと。
- ⑧ ゴミはすべて持ち帰りとする。
- ⑨ 施設内の飲食は選手、スタッフ、競技役員以外は禁止とすること。
- ⑩ 施設内の自動販売機などの使用については、施設と十分に打ち合わせを行い判断すること。
- ⑪ T0、競技役員にも「チェックリスト」を配布して必要事項を記入して提出してもらうこと
- ⑫ T0、競技役員の控室は十分に換気して、待機する場合も「三密」に気をつけること。
- ⑬ 競技役員は、IDカードや腕章などで役員であることが明確になるようにして、適宜会場を巡視し、適切な状態が守られているか確認すること。
- ⑭ 会場設営、後片付けにも十分配慮して行うこと。
- ⑮ 審判は笛の代わりに、電子ホイッスルを使用してもよいこととする。
- ⑯ 手洗い場所やトイレには、消毒液を設置すること。また、ポンプ式液体や泡石鹸、手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することが望ましい。「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑰ 試合の途中でも、試合継続に危険な状態などが起こった場合は、審判と競技委員長の審議の上、試合を中断、中止することができることとする。